

「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情

陳情の趣旨

別紙「再審法改正を求める意見書」を採択し、関係行政機関に提出してください。

陳情の理由

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない国家による最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行の再審法は、75年以上改正されないままで、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが、証拠開示の問題と再審開始決定に対する検察官の不服申立ての問題です。

過去のえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が、再審段階でようやく明らかになって、それが無罪を導いたという例が多くあります。

しかし、現行法では、そのような証拠が提出される制度的保障がありません。捜査機関に証拠を開示させることを定める明文の規定がなく、裁判所の訴訟指揮と検察官の対応次第となっています。その結果、無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害者が救済されないことも起こり得ます。

また、いったん裁判所が再審開始決定を行った場合であっても、検察官がこれに不服申立てを行うことができるので、それがえん罪被害者の速やかな救済を妨げる原因となっています。

現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。

したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、改めて公開の法廷において有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては制限されるべきです。

再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

記憶に新しいところでは、2024年9月26日、静岡地方裁判所において袴田事件の再審無罪判決が出され、その後確定しましたが、実に事件発生・逮捕から58年、死刑判決の確定から44年の歳月が経ってのことでした。

また、最近では、2025年7月18日、名古屋高等裁判所金沢支部において福井女子中学生殺人事件の再審無罪判決が出され、確定しましたが、これも、逮捕から38年以上が経過して、ようやくえん罪が晴れたものでした。

日本弁護士連合会は、2019年10月4日開催の人権擁護大会において、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択し、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求めました。

2024年3月11日には、超党派の国会議員により「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、現在では全国国会議員の過半数が加盟するに至っております。

そして、本年6月18日には、議員連盟がまとめた法案が衆議院に提出され、秋の臨時国会に向けて継続審議の扱いとなりました。その法案には、再審請求審における証拠開示の制度化と再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止という2つの重要な骨子が含まれております。

他方、法務省の下に法制審議会刑事法（再審関係）部会が開かれることとなりましたが、証拠開示や検察官の不服申立ての禁止に関し後ろ向きの意見が出されており、また、細かい論点を検討項目としていて、法案化まで相当の期間を要することも明らかです。えん罪被害者の救済のためには、一刻も早く重要な骨子についての法改正を成立させる必要があります。

そのためには、多くの国民の声により後押しが必要であり、全国の地方議会において再審法改正を求める意見書を採択し、広範な世論を形成していくことは、何より重要な活動と考えられます。

本年7月10日の時点で、すでに720を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。その流れに続くべく、貴議会におきましても、ぜひとも同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げる次第です。

陳情事項

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

上記のとおり陳情書を提出します。

2025年8月20日

大磯町議会議長 清田 文雄 様

陳情者 〒231-0021

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通9番地

団体名 神奈川県弁護士会

会 長 畑中 隆爾

電話番号 045-211-7715



再審法改正を求める意見書（案）

2025年（令和7年） 月 日

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

大磯町議会

議長 清田 文雄

えん罪は、国家による最大の人権侵害である。えん罪被害者の人権救済は、わが国にとってはもちろん、地域住民の生命・財産を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

えん罪被害者を救済するための制度として「再審」があるが、その手続を定める法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどないため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々であり、審理の安定した進行が制度的に保障されていない状況にある。

その中でも、とりわけ大きな問題は、証拠開示の問題と再審開始決定に対する検察官の不服申立ての問題である。

過去の多くの事例では、再審段階で明らかになった捜査機関の手元にある証拠が、えん罪被害者の救済の大きな原動力となっている。

したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそれを定める明文規定が存在せず、裁判官の訴訟指揮や検察官の対応次第となっており、事件ごとに証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法の制定が必要である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行うことにより、いたずらに審理が長引き、結果としてえん罪被害者の速やかな救済が妨げられた事例も多く生じてきた。

しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において改めて行われるのであるから、再審開始決定といういわば入口の判断に対して、検察官の不服申立てを認める必要はない。

よって、えん罪被害者を早く確実に救済するために、再審請求手続における証拠開示の制度化及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を含む再審法の速やかな改正を強く求める。

以 上

会長声明・決議・意見書(2025年度)

[一覧へ戻る](#)

「福井女子中学生殺人事件」再審無罪判決確定を受け、改めて 臨時国会での速やかな再審法改正の実現を求める会長談話

2025年08月04日更新

本年7月18日、名古屋高等裁判所金沢支部は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」(以下「本事件」という。)について、前川彰司氏に対し再審無罪判決を言い渡したが、本年8月1日、検察官の上訴権放棄により、同判決は確定した。これにより、逮捕から実に38年以上が経過して、ようやく前川氏のえん罪が晴れた。

当会が、2024年11月7日付けで発出した『[「福井女子中学生殺人事件」再審開始決定を受け、再審法改正を求める会長声明](#)』で指摘したとおり、本事件に関する長期間にわたる諸審理の過程は、再審請求において証拠開示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることといった、再審に関する現行法の問題点を如実に示すこととなった。本事件無罪判決の確定により、再審に関する法改正を一刻も早く実現すべきことは、ますます明らかになったと言える。

本事件判決に先立つ本年6月18日、衆議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(以下「本法案」という。)が提出され、その後、衆議院法務委員会に付託され、閉会中審査となっている。

本法案は、「再審制度によって冤(えん)罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする」という観点から、①再審請求審における検察官保管証拠等の開示命令、②再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、③再審請求審等における裁判官の除斥及び忌避、④再審請求審における手続規定を定めるものである。これは、日本弁護士連合会及び当会ほか各弁護士会がこれまで求めてきた再審法改正の内容と軌を一にするものであって、高く評価できる。

「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」は、2024年3月に発足して以来、全国会議員の過半数の議員の参加を得て、えん罪被害者、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会等からのヒアリングを実施し、それを踏まえて改正項目や条文案を検討するなど精力的な活動を重ねてきたものであり、それが本法案として結実したものである。

一方で、再審法改正に関し、本年4月21日以降、法制審議会刑事法(再審関係)部会(以下「法制審部会」という。)において審議が行われ、本法案の定める上記①から④の4項目も審議対象となっている。

しかし、まず、検察官を指揮・監督する法務省が事務局を務める法制審部会が主導的な役割を担うことについては、強い懸念を表明せざるを得ない。

また、再審法改正は、何よりもえん罪被害者の速やかな救済に資することを目的とするものである。そして、上記4項目は、諸論点の中でもえん罪被害者の速やかな救済を実現する上で根幹をなすものであるから、まずは早急に改正されるべき点である。

しかしながら、この間の法制審部会における審議では、著名えん罪事件を通じて明らかになった再審法の不備を指摘して法改正を求める意見がある一方、再審手続における証拠開示の範囲を新証拠及びそれに基づく主張に関連する限度にとどめようとする意見や、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することに消極的な意見も見受けられるところであり、これを受けて、法務省が原案を取りまとめる形で、上記4項目の改正に関する是非を含む全14項目の論点を提示している。この様子からすると、法制審部会での取りまとめを待っているのは、法改正の根幹部分が後退するおそれが強いとともに、法案化までに相当な期間を要することは明らかである。

したがって、まずは「国の唯一の立法機関」である国会において、議員立法による本法案を成立させ、速やかにあるべき再審法改正の方向性を示すことが重要である。そして、法制審部会は、本法案が示した方向性に沿って、残された論点について審議を尽くしていく役割を担うことがふさわしい。

よって、当会は、国会に対し、速やかに本法案の審議を進め、今秋に予定されている臨時国会において本法案を可決・成立させることを求める。あわせて当会は、法制審部会に対し、本法案の定める4項目を前提に、更にそれを補完する方向での審議を進めることを求める。

2025年8月4日
神奈川県弁護士会
会長 畑中 隆爾

[次のページへ](#)

ポスト

いいね！ 0

[このページの先頭へ](#)